

医科点数等 Q & A

(在宅医療)

Q 1 在宅時医学総合管理料（在医総管）を算定している場合、薬剤料や処方料は算定できないが、薬剤情報提供料や手帳記載加算も算定できないのか。

A 1 在医総管を算定している場合であっても、薬剤情報提供料と手帳記載加算の算定要件を満たせば算定可能です。

Q 2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料について、週3日以上 of 訪問点滴注射の必要がないため、週2日の訪問点滴注射を看護師に指示した場合は、どのような算定となるのか。

A 2 週3日以上 of 訪問点滴注射の指示に該当しないため、在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定の対象とはなりません。在宅医療の部に規定する注射薬であれば薬剤料をレセプトの「⑭在宅」欄で算定できます。その際、薬剤の使用日を「摘要」欄に記載してください。